

## ぼれぼれ四条大路認知症対応型通所介護事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社ひまわりの会が開設する指定認知症対応型通所介護事業所・指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を各所するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員又は看護職員（以下「職員等」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 事業所の職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活リハビリ及び必要な日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るための援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ぼれぼれ四条大路
- (2) 所在地 奈良市四条大路二丁目860-1

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（兼務） 1名  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる。
- (2) 従業者  
介護職員 1名以上  
看護職員 1名以上  
従業者は指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる。
- (3) 事務職員 1名（兼務）  
必要な業務を行う

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする

- (1) 営業日 月曜日～日曜日
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。但し必要な場合時間外営業を行う。サービス提供時間は午前9時15分から午後4時30分までとする。

### (定員)

第6条 指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護の定員は6名（各ユニット3名）とする

### (認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護の内容は次のとおりとし、指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとし、当該指定認知症対応型通所介護・当該指定介護予防認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。

### 2 その他の費用

昼食代（おやつ込み） 840円、介護食は1食につきプラス100円、教養娯楽費 300円、理美容費 実費、  
給付対象外利用基本料（15分）700円、キャンセル料840円  
おむつ代 尿取りパット50円、フラット70円、パンツタイプ130円、テープタイプ170円

上記の他、外食代、喫茶代、入場料、駐車料等は実費をいただきます。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 従事者等は、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 年2回、夜間及び昼間を想定した防火訓練を行うこととする。

（通常の事業の実施区域）

第9条 通常の事業の実施区域は奈良市（田原、柳生、大柳生、東里、狭川、都祁、月ヶ瀬を除く）区域とする。

尚、通常の事業の実施区域を超える送迎については、実施区域を超えてから100円/kmの送迎金が発生するものとする。

（その他の運営についての留意事項）

第10条 事業所は、通所介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、勤務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後3カ月以内に実施

（2）継続研修 年12回以上

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。利用者との契約終了後も同様とする。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する記録を整備し、保管する。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社ひまわりの会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（苦情解決）

第11条 提供した指定居宅介護等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

（2） 本事業所は、提供した指定居宅介護等に関し、障害者総合支援法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（3） 本事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第12条 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の利用中の体調の変化には職員が十分な注意を払うこととするが、健康状態について、留意すべき点があれば事前に申し出をお願いするものとする。また利用中に気分が悪くなった場合には申し出をお願いするものとする。

（非常災害対策）

第13条 消防計画により防災救出訓練（年2回）を行う。

（虐待の防止等）

第14条 事業者は、ご利用者等の人權の擁護・虐待の防止の為に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を遵守します。ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行いません。

2 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

（3）従業者等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規則は、令和4年8月1日から施行する。

この規則は、令和4年10月1日から施行する